

共に創る 持続可能な美しいまち いしのまき

# 石巻市環境基本計画



令和8年3月



## はじめに

本市では、平成28年（2016年）3月に、新市として2期目となる環境基本計画を策定し、「水と緑の大地 新たなふるさとに」を将来像として掲げ、東日本大震災後の環境変化に対応するとともに、復興後の姿を見据えて、その実現に向け取り組んでまいりました。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、環境基本計画をより実効性のあるものとするため、計画の中間年度に当たる令和2年度（2020年度）に取組の目標となる指標等の見直しを行いました。

一方、私たちを取り巻く環境は、地球温暖化による異常気象や資源の枯渇、エネルギー需給のひっ迫、生態系の変化など、地球規模で深刻化しています。本市においても、気温上昇による農作物の不作や集中豪雨の発生、熱中症による救急搬送者数の増加など、気候変動の影響が顕在化しています。また、自然環境では、ニホンジカやイノシシの生息域拡大による農業被害の増加、ツキノワグマの市街地周辺への出没や周辺海域での魚種の変化が見られるようになりました。

こうした中、わが国では、令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言することで、脱炭素化の取組を推進しており、本市でも令和6年（2024年）2月に2050年までに市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しております。

このような状況を踏まえ、環境施策の方向性を総合的かつ計画的に示す指針として、新たに環境基本計画を策定いたしました。本計画は、望ましい環境像として「共に創る 持続可能な美しいまち いしのまき」を掲げ、多様な自然との共生、脱炭素社会の実現、循環型社会の構築などを柱に、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら協働して取り組むこととしています。

本市といたしましては、引き続き、市民や事業者の皆様方と連携・協力しながら、目指すべき環境像の実現に向けて取り組んでまいりますので、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

石巻市長 齋藤 正美

## 目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1.	計画策定の背景と目的	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	SDGsと本計画の関わり	2
(3)	生物多様性国家戦略 2023-2030と本計画との関わり	3
(4)	気候変動への取組	3
(5)	CO <sub>2</sub> 削減への取組	4
(6)	前期石巻市環境基本計画の振り返り	6
2.	計画の位置付け	7
(1)	石巻市環境基本条例に基づく計画	7
(2)	石巻市環境基本計画に含まれる計画	7
(3)	計画期間・目標年次	9
(4)	計画の対象地域	9
(5)	計画で対象とする環境の範囲	9
(6)	計画推進の主体と役割	10
第2章	市の環境の現状と課題	11
1.	市の環境の現状	11
(1)	地域の概況	11
(2)	生きものや景観	16
(3)	地球温暖化	18
(4)	ごみ	23
(5)	大気や水などの生活環境	26
(6)	環境学習・環境保全活動	29
2.	市の環境の課題	31
(1)	生きものや景観	31
(2)	地球温暖化	31
(3)	ごみ	33
(4)	大気や水などの生活環境	33
(5)	環境学習・環境保全活動	34
第3章	望ましい環境像の実現に向けた取組	35
1.	望ましい環境像	35
2.	施策の全体像	36
3.	基本目標1：多様な自然との共生（生物多様性地域戦略）	38
(1)	施策・取組：環境目標	38

(2) 指標	40
(3) 指標の達成により期待される効果	40
4. 基本目標 2：脱炭素社会の実現（地球温暖化対策実行計画・気候変動適応計画）	42
(1) 施策・取組：環境目標	42
(2) 指標	46
(3) 指標の達成により期待される効果	46
5. 基本目標 3：循環型社会の構築	48
(1) 施策・取組：環境目標	48
(2) 指標	49
(3) 指標の達成により期待される効果	50
6. 基本目標 4：環境負荷の低減	51
(1) 施策・取組：環境目標	51
(2) 指標	53
(3) 指標の達成により期待される効果	53
7. 基本目標 5：環境市民の育成（環境教育基本方針）	55
(1) 施策・取組：環境目標	55
(2) 指標	56
(3) 指標の達成により期待される効果	56
第 4 章 計画の推進及び進捗管理	58
1. 計画の推進体制	58
2. 計画の進捗管理	59
第 5 章 資料編	61
1. 関係条例・要綱	61
(1) 石巻市環境基本条例	61
(2) 石巻市環境審議会条例	65
(3) 環境保全会議設置要綱	66
2. 計画策定の体制と経緯	68
(1) 石巻市環境審議会	68
(2) 計画策定の経緯	71
3. 生物多様性地域戦略に関する事項	72
4. 地球温暖化対策実行計画に関する事項	78
(1) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関する事項	78
(2) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に関する事項	82
5. 用語の解説	87

6. 環境基準等 .....	96
(1) 大気汚染に係る基準 .....	96
(2) 悪臭の規制基準 .....	98
(3) 水質汚濁に係る環境基準 .....	98
(4) 排水基準 .....	103
(5) ダイオキシン類に係る環境基準 .....	105
(6) 騒音に係る環境基準 .....	106
(7) 騒音の規制基準 .....	108
(8) 振動の規制基準 .....	109

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画策定の背景と目的

#### (1) 計画策定の趣旨

我が国では、環境の保全に関する施策の基本的方向を示すため、平成5年（1993年）に「環境基本法」が制定されました。その中で地方公共団体の責務として、地域の自然的・社会的条件に応じた環境保全施策の推進が求められています。これを受け、本市では平成9年（1997年）4月に「石巻市環境基本条例」を施行し、条例の基本理念を実現するために、平成13年（2001年）に環境基本計画を策定しています。平成17年（2005年）の1市6町の合併を経て、平成19年（2007年）には、新市として環境基本計画を策定し、環境保全に総合的かつ計画的に取り組んできました。平成28年度（2016年度）には、東日本大震災後の状況に対応するとともに、復興後の姿を見据えた施策を展開するため、新たな環境基本計画を策定しました。

しかしながら、近年は気候変動の影響の深刻化、限られた化石燃料の供給量と増加する需要をもたらす資源・エネルギーのひっ迫、生物多様性の損失など、環境を取り巻く状況は一層深刻かつ複雑化しています。これらの問題は私たちの生活基盤を揺るがしかねない重大な課題であるにもかかわらず、その影響は見えにくく、対応には長期的かつ広範な視点が求められます。便利さや豊かさを追求する社会経済の構造そのものが環境負荷の大きな要因となっており、持続可能な暮らし方への転換はこれまでも重要な課題とされてきましたが、今まさに、その実現に向けた取組の強化が求められています。

こうした状況を踏まえ、本計画では、本市が目指す環境像を再確認するとともに、多様な自然との共生や脱炭素社会の実現、循環型社会の構築等に向けた施策を示します。そして、市民・事業者・市が環境に対する意識を高め、それぞれの役割を果たすとともに、協働することにより、持続可能な、そして全ての人々が心豊かに暮らせるウェルビーイングな地域社会の実現を目指します。

## (2)SDGsと本計画の関わり

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）までに達成すべき国際目標です。「誰一人取り残さない」ことを原則とし、「社会」「経済」「環境」の3側面の調和を目指して17のゴール（目標）、169のターゲット（具体的な目標）及び各ターゲットの達成の進捗状況を計るための232の指標を定めています。

本市においては、令和2年（2020年）7月に内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。これを受けて、より実効性のある取組を進めるため「石巻市SDGs未来都市計画」を策定し、第1期計画（2020年～2022年）、第2期計画（2023年～2025年）を経て、令和8年（2026年）に策定した第3期計画（2026年～2030年）へと引き継がれています。

SDGsの理念を取り入れた様々な施策を展開し、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現を目指すとともに、地域の皆様と力を合わせながら、石巻市のより良い未来を目指して取り組んでいきます。



図 1-1 持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール

出典：国連広報センター

### (3) 生物多様性国家戦略2023-2030と本計画との関わり

生物多様性国家戦略2023-2030は、令和5年（2023年）に閣議決定された、日本の生物多様性保全に関する中長期的な国家戦略です。自然の恵みに支えられた暮らしを将来世代につなぐことを目的に、「ネイチャー・ポジティブ（自然再興）」の実現を理念とし、令和12年（2030年）までに目指すべき15の状態目標と、それに対応する25の行動目標を定めています。また、陸域・海域の30%を保全・保護する「30by30」目標など、国際的な枠組みに沿った施策も組み込まれ、367の具体的な政策・取組が盛り込まれています。生態系の回復や自然を活用した地域づくり、経済活動の見直し、暮らしや消費の転換など、あらゆる主体が連携して生物多様性の回復に取り組むことが求められています。

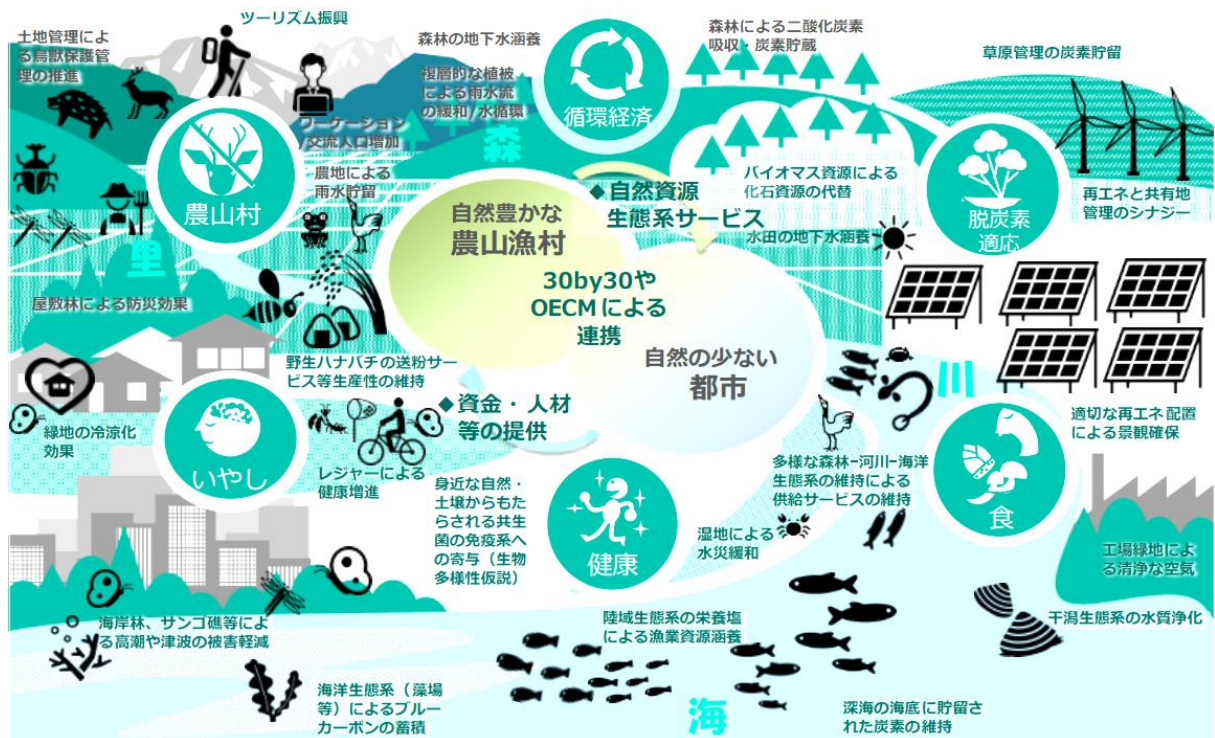


図 1-2 30by30実現後の地域イメージ（自然を活用した課題解決）

出典：環境省 生物多様性国家戦略2023-2030カラー版冊子

### (4) 気候変動への取組

気候変動問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障上の重要課題とされ、最も深刻な環境問題の一つです。すでに平均気温の上昇、雪氷の融解、海面上昇などが観測されており、影響は広がっています。

令和3年（2021年）に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書では、人間活動が大気、海洋及び陸域の温暖化を引き起こしていることに疑いの余地はなく、極端な高温や大雨、強い熱帯低気圧の増加など、急速かつ広範な変化が現れていることが示されています。地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などのリスクは今後更に高まると予

測されています。

地球温暖化をめぐる国際動向としては、平成27年（2015年）にフランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられています。また、平成30年（2018年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を令和32年（2050年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和32年（2050年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### **(5) CO<sub>2</sub>削減への取組**

我が国の動向としては、令和2年（2020年）10月に、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。そして令和3年（2021年）4月には、地球温暖化対策推進本部において、令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの削減目標を平成25年度（2013年度）比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

本市では、令和6年（2024年）2月15日の第1回石巻市議会定例会施政方針演説において、令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す、「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

コラム

2つの気候変動対策「緩和」と「適応」

過去100年で世界の平均気温は0.77℃、日本では1.40℃上昇し、地球温暖化が進行しています。地球温暖化への対応には、温室効果ガス排出を削減したり植林で吸収量を増やす「緩和」と、気候変化に応じて自然や社会の仕組みを調整し影響を軽減・活用する「適応」の二本柱があります。「緩和」だけでなく「適応」も含めた対策が重要です。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム「気候変動適応とは」

## (6) 前期石巻市環境基本計画の振り返り

前期の石巻市環境基本計画は平成28年度（2016年度）に策定しました。以後、令和2年度（2020年度）には目標値の見直しを行い、令和7年度（2025年度）を目標年次として推進してきました。

前期石巻市環境基本計画の実施を通じて、引き続き取り組むべき課題が明らかになっています。また、市民や関係者への情報提供や発信内容の充実も課題です。

本計画では、これらの課題に対応しつつ、新たに掲げる環境像と近年の課題を踏まえた新たな取組を積極的に実施していきます。

表 1-1 前期石巻市環境基本計画からの継続課題

基本目標	継続課題
1 多様な自然との共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生鳥獣被害への対策や松くい虫の駆除</li> <li>森林の適正管理</li> <li>都市のみどり化の推進</li> <li>農業振興と景観保全の両立</li> </ul>
2 脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>削減強化や再生可能エネルギーの導入拡大</li> <li>市民への地球温暖化対策普及啓発の促進</li> </ul>
3 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの一層の減量化</li> <li>リサイクル率の向上による資源循環の促進</li> </ul>
4 環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気環境・水質に関する市民の満足度の向上や下水道普及率の向上</li> </ul>
5 環境市民の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが興味を持ち、参加できるような環境学習や環境教育の実施</li> <li>環境保全活動の一層の普及促進</li> </ul>

## 2. 計画の位置付け

### (1) 石巻市環境基本条例に基づく計画

本計画は、「石巻市環境基本条例」第8条に基づき定められる、「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ために策定する計画です。

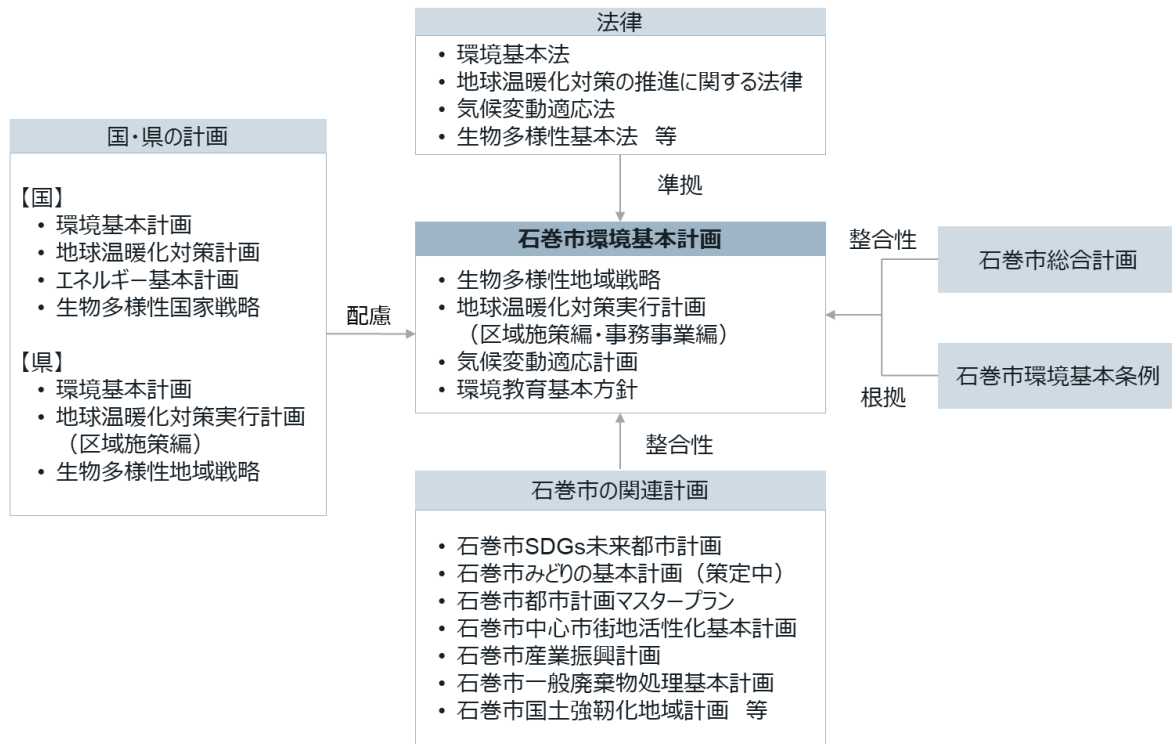


図 1-3 計画の位置付け

### (2) 石巻市環境基本計画に含まれる計画

本計画は、本市のまちづくりに関する総合的な計画である「石巻市総合計画」を踏まえ、環境面から総合計画を実現するための計画です。

また、本計画は環境面では最上位の計画であり、環境に関わるほかの個別計画や個別施策・事業は、その策定・実施に当たっては、環境の保全及び創造の観点から本計画との整合を図ることとなります。

環境の保全及び創造を一体的な取組として推進していくため、本計画は、次の1) から5) までの計画等を含むものとします。

#### 1) 生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」第13条に基づき、国家戦略を基本とし、県の地域戦略や、市の関連す

る各種計画と整合性を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する戦略です。

本市では、令和3年度（2021年度）に生物多様性地域戦略を策定しており、最新版は、近年の情報に基づいて内容を更新し、本計画に統合しています。

## 2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画です。

基準年度は、平成25年度（2013年度）、中間目標は令和12年度（2030年度）とします。

## 3) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第10条の規定によるグリーン購入の推進に関する事項を含みます。

本市では、各環境施策を総合的に推進する一方で、事業者・消費者の立場で自らの事務事業の中で環境に配慮した行動を率先して実行する「石巻市環境保全率先行動計画」を策定・実施してきました。現在計画期間内であるものの、区域施策編の策定に合わせて更なる地球温暖化対策に取り組んでいくために、本計画に統合しています。なお、基準年度設定に当たっては、政府実行計画の基準年度である平成25年度（2013年度）の排出量が、東日本大震災の影響により取得が困難であるため、当該年度に近く、震災後、温室効果ガス排出量の多い施設が再開された平成29年度（2017年度）とし、中間目標は令和12年度（2030年度）とします。

## 4) 気候変動適応計画

「気候変動適応法」第12条に基づく、区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための計画です。本計画では、気候変動の影響が地域の暮らしや産業、自然環境に及ぼす影響を的確に把握し、被害の回避・軽減を図ることを目的としています。国や県の動向を踏まえつつ、本市の実情に即した適応策を整理し、市・市民・事業者が一体となって取り組むための指針とします。

## 5) 環境教育基本方針

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく、区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画です。

### (3) 計画期間・目標年次

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）からの10年間とし、目標年次は令和17年度（2035年度）とします。

なお、具体的な施策や取組については、環境及び社会情勢の動向並びに計画の進捗状況などを踏まえて、適切に見直します。

### (4) 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、石巻市の市域全域とします。ただし、大気汚染や水質汚染などは広域での影響が、地球温暖化問題などは地球規模での影響があることも、それぞれ考慮します。

### (5) 計画で対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、地球環境、自然環境、生活環境、環境教育など、幅広く捉えることとします。

## (6) 計画推進の主体と役割

現代社会では、私たち一人一人の生活・経済活動が環境負荷を増大させる原因となっています。良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、「石巻市環境基本条例」第3条に定める基本理念にのっとり、「すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に」環境の保全及び創造に取り組むことが重要です。

そのため、本計画の主体は、市民、事業者、市を対象とします。石巻市環境基本条例では、各主体の責務が次の表のように定められています。

本計画では、各主体が実施すべき取組をより具体的に示します。

環境の保全及び創造の基本理念（石巻市環境基本条例）	
(1)	環境の保全及び創造は、資源の循環を基本とした活動により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
(2)	環境の保全及び創造は、自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。
(3)	環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。
(4)	環境の保全及び創造は、国際的及び広域的立場に立って、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

表 1-2 石巻市環境基本条例における各主体の責務

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努める責務を有する。</li> <li>○市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境の保全に資するため、必要な措置を講ずる責務を有する。</li> <li>○事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</li> </ul>